

映砲、石關榮、及篠原市之助は一隊となり、第二段の行動に移らんが爲警察廳に到りたるも、襲撃を中止して其の儘東京憲兵隊に自首したり。

次で黒岩勇、村山格之、八木春雄及野村三郎も亦一隊となりて警察廳に赴き、正面玄關より内部に闖入し、硝子戸を蹴破る程度の暴行を爲して一同共に引揚げ、直に東京憲兵隊に到り、隊内を窺ひたるに、他の同志未だ自首したる形勢見えざりしを以て、豫定外の場所を襲撃せんことを謀り、日本銀行に到りて爆弾を投擲炸裂せしめ、玄關附近を損壊し、其の儘東京憲兵隊に自首したり。

第二組は午後四時三十分頃高輪泉岳寺境内に集合し、古賀清志、池松武志、坂元兼一、菅勤及西川武敏の五名は爆弾四個、拳銃三挺短刀二口を携へて自動車に同乗し、午後五時二十七分頃芝區三田臺町内大臣官邸に到り、古賀清志及池松武志は門内に向ひ爆弾各一個を投擲し、内一個は炸裂して同邸玄關附近を損壊し、次で古賀清志は同邸立番巡查橋井龜一に向ひ拳銃を發射し、同人の左肩部に背後より前方に通ずる貫通銃創を負はしめ、更に自動車にて撤文を撤布しつゝ、警察廳に到り、坂元兼一及菅勤は爆弾各一個を投擲したるも不發に終り、次で古賀清志、西川武敏及池松武志は玄關附近に於て拳銃を發射し、同所に居合せたる同廳書記長坂弘一をして下顎部に貫通銃創を負はしめ、右膝部に貫通銃創を負はしめ、實新聞記者高橋綱をして右下腿貫通銃創を負はしめたる上同所を引揚げ、午後六時頃一同東京憲兵隊に自首したり。

第三組は午後四時三十分頃新橋驛に集合し、中村義雄、中島忠秋、金清豐及吉原政巳の四名は爆彈三個、拳銃三挺、短刀二口を携へて自動車に同乗し、午後五時三十分頃麹町區内山下町立憲政友會本部に到り、中村義雄及中島忠秋は同本部正面に對し、爆彈各一個を投擲し、内一個は炸裂して正面露天演臺附近を損壊し、次で警察廳に赴き金清豐は爆彈一個を投擲したるに、附近電柱に當りて炸裂し、電線其の他を損壊せしめたる後、一同自動車に乗り撤文を撤布しつゝ、東京憲兵隊に自首したり。

第四組奥田秀夫は同日午後七時卅分頃爆彈二個を携へ、麹區丸の内三菱銀行に到り、同銀行裏庭に向ひ、一個を投擲して同銀行裏門附近の道路上に炸裂せしめ、同行外壁、同道場等を損壊したり。

別働隊は本隊の決行と呼應して同日午後七時頃より行動を開始し、大貫明幹及高根輝興一は東京府北豐島郡尾久町鬼怒川水力電氣株式會社東京變電所に到り、爆彈を投擲したるも不發に終りたり。

横須賀喜久雄は埼玉縣北足郡鳩ヶ谷町東京電燈株式會社鳩ヶ谷變電所に到り、爆彈を變壓器に投擲して之を炸裂せしめ、塙五百枝は爆彈を携へ東京府北豐島郡尾久町東京電燈株式會社田端變電所に到りて之を投擲するに至らず。

亡温水秀則は東京府豐多摩郡澁橋町東京電燈株式會社澁橋變電所に到り爆彈を投擲して炸裂せしむ。

矢吹正吾は東京府南葛飾郡小松川町東京電燈株式會社龜戸變電所に到り、爆彈を投擲し

たるも不發に終りたり。小室力也は爆彈一個を携へて東京府豐多摩郡戸塚町東京電燈株式會社目白變電所に到りたるも之を投擲するに至らず。而して右爆彈に依る襲撃の爲め生じたる損壊箇所には、孰れも直に應急修理施されたる爲、電流を停止して點燈不能に至らざるの目的を遂げざりしものなり。

以上の外西田晴雄の任に當りたる川崎長光は、同日午後七時頃拳銃一挺彈丸六發を携へて東京市外代々木幡町西田稅方に到り、同家二階六疊の客室に於て雜談後同七時卅分頃突然同人に對し、拳銃を發射し同人の胸、腹部其の他に重傷を與へたるも、遂に殺害の目的を遂げざりしものなり。

向塚野道雄、林正義、伊東龜城及大庭春雄は前記古賀清志、中村義雄等の犯罪實行の準備の段階に於て關與したるも、實行には參加するに至らざりしものなり。

又春田信義は前記古賀清志、橋孝三郎等の襲撃計畫に参加して、其の目標個所の調査其の他同志間の連絡を執り、杉浦孝は橋孝三郎等の命に依り同志に對し右襲撃計畫に關する通知等を爲し、堀川秀雄、照沼城及黒澤金吉は同襲撃計畫の協議に参加するの外西田稅の暗殺に關し、橋孝三郎等と川崎長光との間に介在して其の連絡を執りたるものなり。

第四 事件の處分

事件は前にも述ぶるが如く陸海軍關係者並に常人關係者の共同動作に出たる牽連事件なるを以て、海軍關係者は海軍軍法會議、陸軍關係者は陸軍軍法會議、常人關係者は通常裁判所の各豫審に於て取調を爲したり。

三陸大震嘯と警察の活動

大海嘯の被害と豫防對策

宮城縣保安課長 野村道夫

一、地震並海嘯襲來の狀況

三月三日午前二時三十一分強震あり、其の震度は壁に龜裂を生ずる程度のものにして、最大震幅二三呎、三陸沿岸は元より仙臺地方に於ても驚愕屋外に飛出した者も相當あつた。本縣は金華山沖を控へ所謂外側地震帶に接近する關係上、常に頻々たる地震に見舞れて居るのであつて、此の地帯に發する地震の回数のみで毎年一千回を越ゆる位である。併し此の地帯に發する地震と雖も今回の如き大規模の地震は稀

に見る程度のものであつた。

而して地震後約三十分にして襲來せる海嘯は本縣沿岸全般を襲ひ、就中本吉、桃生、牡鹿の三郡は最も其の激甚を極めたのであつた。

學者の發表に依れば、地震と海嘯との關係は震央の方角、深度、沿岸の地形等に依つて定るのであつて、地震あれば海嘯必ず之に伴ふと云ふ様な關係はないのであるが、三陸沿岸の地形は海嘯の發生に最も好適なる條件を具備せる關係上、古來より屢々海嘯の被害を受け地方史に明記せられたるものみにて十數回の多數に上つて居る。

併し此の豊富なる經驗にも拘らず、此の點

に關する科學的研究は充分ならず、僅に前回

明治二十九年の大海嘯後一部學者の注目する

ところとなつたに過ぎぬとのことで、縣並公

共團體の海嘯に因る被害の防止、避難に關す

る計畫も施設も殆んど見るべきものなく、一

般地方民の準備や訓練も極めて不完全のもの

であつた。従つて地震後海嘯の襲來する迄に

は相當時間の経過があり、其の間襲來を豫知

し得る種々の前兆があつたにも拘らず、多數

の犠牲者の發生を阻止し得なかつたのは誠に

遺憾であつた。地震と海嘯との間の時間は前

回は約五分位とのことであるが、今回は最も

早かつた本吉郡唐桑村(本縣最北端)に於て

も約三十分、最も遅かつた亘理郡坂元村(本

縣最南端)に於ては一時間半であつた。次に

海嘯襲來の前兆と見るべき現象も種々傳へら

れて居るのであるが、其の中確實性を持つも

のを擧ぐれば、

縣 城 宮

(イ) 減潮 發震時たる二時三十分頃は恰も當日の最干潮時であつたが、地震直後各地とも更に海水は急激に減退し、石巻市に於ては干潮面より更に約四尺其の他の地方に於ては約六、七尺以上に達する所もあつた。

(ロ) 音響 發震の時間、回数、種類等一樣ではないが、各地とも異様の音響を聞いたのは事實の様である。

(ハ) 其の他遠く沖合を見透し得る海岸に於ては、沖合の白光を望見し得たとのことである。

地震後三十分最初的大海嘯の後斷續して數回の波濤の襲來を見、多きは七、八回に上る地方もあつた。海嘯の高さは所により一樣ならず、七、八尺より二丈以上に達した地方もあつた。

二、被害の状況

海嘯に依り最も激甚なる被害を受けたのは本吉・桃生・牡鹿三郡の沿海各町村で、亘理・名取兩郡の沿岸の町村にも相當の被害あり、此

等被害地に於ては海岸に面し直接波濤の衝擊を受けたる家屋は流失して土臺石を除き一物も残さず、其の他の家屋は倒潰して原形を認めず、其の破片は或は山腹に推積し、或は附近海中到る所に浮遊し、死體及家具家財其の間に散亂して慘狀眞に眼を蔽はしむるものもあつた。行方不明の者は悉く海中に押流されたるもので、此等は船舶の缺乏により搜索不如意を來し、其の後各種の方法により搜索に努めて居るけれども、未だ發見せられざる者百二十名あり、轉た同情の念を禁じ得ないものがある。

三、罹災地警察署の活動

地震直後午前二時四十分警察部に於ては、直ちに縣下各警察署に一齊電話を以て被害調査を命じたのであつたが、罹災地沿岸は何れも凹凸著しく所謂「リアス」式海岸を構成し、山嶽重疊せる中に狹淺深く侵入し、車馬は勿論自動車さへ通ぜざる僻陬の地にして、且つ主なる罹災地中警察電話の敷設しある所僅に

十五濱村雄勝駐在所一ヶ所に過ぎず、即ち交通通信機關共に絶無の所大部分を占め、剩へ本縣警察電話は凡て架空複線式なる關係上、一層隔湊を極め、且つ斷線箇所等ありて罹災地よりの情報蒐集一層困難を極めた爲、罹災地と警察署並警察署と警察部間の連絡著しく遲延し、海嘯襲來後數時間を経過するも猶ほ被害の概略をさへ收受し得なかつたことは甚だ遺憾であつたが、併し罹災地管轄警察署氣仙沼、志津川、飯野川、石巻、亘理に於ては、直ちに此の交通通信機關不便なる中に、

罹災地以外の署員及消防組員、自警團員等の非常召集を行ひて、罹災地に急行せしめ、罹災地の治安維持に努むると共に、關係町村當局と協商して、死傷者の發見收容並應援救護等に從事せしむると共に、一方夫々管内全部を數方面に分ち監督者を主任として、巡查を配し各罹災地に出發せしめ、傳書鳩等必要なる方法を講じて連絡を圖り、管内の被害状況を漸次警察部に通報し救助對策を講ずるに全力を盡すと共に、罹災地に於ける治安維持並

罹災民保護に遺憾なきを期したのであつた。

尙警察部に於ては今回の罹災地が何れも前述せる如く僻陬の地にして、交通通信の便宜極めて少なく、僅に傳書鳩の活躍に依り迅速に被害の實況を知得したる經驗に鑑み、警察事務其の他非常時の補助通信用に供する目的を以て之が飼育研究を遂ぐることになり、既に東京市中野電信隊内軍用鳩調査委員會より無償保管轉換の形式により交付を受けることになり、目下夫々準備中である。

四、罹災地に於ける消防組の活動

三月三日海嘯襲來するや、罹災地消防組は非常召集を行ひ、又附近町村の消防組は災害地に出動し連日罹災者の救護、倒潰家屋の整理、屍體の搜索、道路交通の復舊、食料品の供給等に努めたのである。而して罹災地町村の消防組にして出動せるもの九組にして、其の出動延日數五十二日、人員五、二九八人である。又他町村より出動せる消防組は十一組

にして、其の出動延日數二十八日、人員一、三三二人に達し、何れも其の活動目覺ましく、罹災民の救護並罹災地の應急復舊に遺憾なきを期したのであつた。

五、將來の海嘯被害豫防對策

海嘯罹災地に於ける家屋の建設に關しては今次の被害状況に鑑みるも、家屋建設の敷地選定は最も考慮を要する緊要事と思料せらるゝを以て、直ちに本建築に着手せむとするものに對しては、豫め町村當局と打合せの上、災害豫防上遺憾なきを期する様一般部民に指示方々罹災地管轄警察署長に通牒する處あり、更に之が永久的對策としては、此種施設の選定指示のみにては到底萬全を保し難く、殊に時日の経過と共に慘害の經驗と記憶の消

滅するに隨ひ、危險地域内に家屋を移轉新築する者を生じ、再び之が被害を繰返すの虞なしとせざるを以て、縣に於ては罹災地に於ける防波堤、護岸工事、防潮林、望樓及避難道路等の被害豫防施設と相俟て、此の際住宅敷地を高所の安全地域内に移轉せしめ、此等危險地域内には非住家の建築のみを容認し、住宅の建築は之を禁止して容易に許可せざる方針の下に縣令を制定することとなり、既に其の草案を脱稿近く公布の運びにある。尙更に災害豫防の徹底を期するため、罹災地各部落民の非常時に於ける避難誘導の訓練を爲し置くを必要と認められ、各部落毎に之が指導團體として消防組又は青年團類似のものを組織することにし、夫々目下具體的計畫を考究中である。

震嘯災に關する表彰警察官と其の事績

宮城縣警務課長 財 津 吉 文

過般震嘯災害の發生するや、各地の警察

部・警察署より、多大の御援助と御同情とな

賜はり、深く感謝してゐます。私は此の震嘯災に關し知事から表彰された警察官と其の事績に就て書いてみたいと思ひます。

◇

三月三日午前二時三十二分の強震は約三十分をおいて津浪と化し、一齊に三陸沿岸地方を襲ひ、一瞬の中に人畜及財産に思ひもかけぬ災害を與へた。午前二時三十二分と云へば丁度誰しも熟睡の夢を辿つてゐる時刻であるが、突然の家鳴り震動に夢は破られ、恐怖の念から戸外に飛出した人も少くなかつた。併し恐らく多くの人は「地震の後に来るもの」として「津浪」などは夢想だにならなかつたであらう。併し地震と津浪とは切つても切れぬ縁故がある。明治二十九年及翌三十年の兩度に亘り、三陸沿岸地方の人々は地震と津浪との災害に泣かされてゐるのである。「地震の後に津浪」と云ふことは、沿岸地方の人々にとつては忘れてはならぬ訓戒である。

此の思ひもかけぬ津浪の襲來に、所屬警察署は直に非常召集其の他應急機宜の措置を採

り、消防組青年團と協力して、治安の維持と警戒救助に不眠不休の努力を續けたのである。罹災地の人々から「今度は警察と軍隊には大變に御世話になりました……」と非常に感謝されてゐることは、其の活動振を雄辯に裏書してゐると云へよう。

之等警察官の中にあつて、特に高橋金雄巡查及菅原慶五郎巡查は其の功勞顯著なりとして知事から表彰を受けたが、何故特に兩巡查のみ選ばれて表彰されたのであらうか。

罹災地の警察官は何れも事變後の警備救護には献身的のものがあつた。そしてそれが決して表彰に値せぬと云ふのではない。併し警察官として最も大切なことは事故の事前防止である。如何に事故を少くするか、如何に損害を最少限度に食止めるか——常に之を念頭に置かなくてはならぬ。勿論事後の救護も大切である。併し社會治安の維持、人民の保護は、事故を事前に防止し得てこそ全きものと云はねばならぬ。事後の救護復興に如何に力を盡すも、事前の防止には遠く及ばぬのであ

る。従つて事前防止に出来るだけの力を盡し、而して尙且つ已むを得ずして惹起された事故に對しては之が救護復興に努力する、と云ふことが大切なのである。

高橋、菅原兩巡查が特に表彰された所以は實に茲に在るのであつて、即ち兩巡查は津浪の來る前に之を住民に警告して、人命に對する被害を最少限度に食止め、事後の措置に於ても遺憾の點がなかつたのである。茲に兩巡查の事績を略記し、之を稱へると共に、一面以て範としたいと思ふ。

高橋金雄巡查

桃生郡十五濱村雄勝巡查駐在所勤務。雄勝部落は外洋雄勝灣の奥深く岸に沿うて密集した漁村。

三日午前二時三十二分の強震に熟睡の夢を破られた高橋巡查の頭に、直にピンと來たのは「受持部内に被害はないか」と云ふことである。直に布團をはねて、部内に見廻りに出た。

だけで電話が切れたので、之は唯事ではないと、直に署備付の自動車に署員四名を同乗せしめ、雄勝濱に急派したのであるが、「今津浪が來た」の一語實に千金の値ありと云ふべきではないか。

私は四日の夕十五濱村に自動車を飛ばせたのであるが、釜谷峠を越えて雄勝部落に入ると、一面の泥沼で、家は倒潰し、蒲團、机、鏡臺等が散亂し、全く足の踏場もなかつた。直後のことゝて、襲ひ來る夕闇の中に、人々は未だ不安と恐怖とに包まれてゐた。私は役場に行つて、其處に出張して働いてゐる署長以下警察官諸氏を激勵して歸つたのであるが、村人に對しては慰めの言葉さへ見出し得なかつたのであつた。

雄勝の被害は縣下で最も甚だしいものゝ一つであるが、にも拘らず、死者僅かに九名（行方不明者を合して）それも一家で、明治二十九年の津浪の際、二階に居て助かつたので、二階に居れば大丈夫だと思ひ避難しなかつた爲めに、此の悲惨を見たのであるが、此

の一家を除いては、克く安全地帯に避難することが出来たのは、全く高橋巡查の機宜を得た措置に依るもので、事後に於ける警備救護が迅速に行はれたのも、一に同巡查の決死的電話報告の賜と云はねばならぬ。

菅原慶五郎巡查

牡鹿郡女川町女川巡查駐在所勤務。女川町も外洋女川灣の水に臨んで建てられた港町である。

三日夜半強震が女川町を脅かすや、同巡查は直に起出で、驚く神地帯の被害調査に従事した。恰度海岸道路にさしかゝつた際である。ふと海面を見ると、平時海底を見透すことの出来ない岸壁が底の部分から洗はれてゐるではないか。

瞬間「地震後の異常な干汐は津浪襲來の前兆だ」と云ふ古老の言が同巡查の腦裡に電光の様に閃いた。さうだ、津浪の前兆かも知れぬ。萬一のことがあつては大變だと、直に所轄石巻警察署に此の旨を電話報告し、一方

別に大した被害もなさうだ——部落の外れ迄來て、ほつと一息つかうとした折しもあれ、突如として海面に唯ならぬ激浪の狂奔。咄嗟に「津浪だ！」と直感した同巡查は居合せた消防組員、青年團員を督勵して、直に警鐘を打たせ、一刻も早く部民を高處に避難せしめようと努めたのである。

左右する中激浪は愈々陸地に襲來し、浸水急迫となつた。もう自分も逃げねば危い！併し高橋巡查は逃げる前に、尙一つ残された自分の職責を忘れなかつた。即ち、急を所屬飯野川警察署に報ずべく、急ぎ駐在所に駆け込み電話機に向つたのである。時は既に津浪は駐在所を襲ひ、刻一刻水高は増して行くのみ危険は甚だ切迫した。同巡查が辛うじて「今津浪が來た！」の一語を報告した時には浸水床上四尺餘、身を没する程であつたと云ふ。斯くて猛り狂ふ怒濤の中に克く其の責務を果たした高橋巡查は、戸を破つて裏口から身を以て山腹に遁れたのである。

飯野川警察署では「今津浪が來た——」と

消防組頭と協議して、直に警鐘を打たせ以て部民に警告を與へたのである。

果せる哉、幾何もなく津浪は女川町を襲ひ、全濱家屋五戸、半潰八戸、床上浸水二百六十二戸を算するの被害を與へたのであるが、部民は既に高處に避難してゐた爲め、僅かに行方不明者一名を出したのみで、他に人命に被害はなかつた。之偏へに同巡查の機敏にして且つ適切な措置の賜と女川町民は齊しく感謝してゐる。

附、傳書鳩

尙附記しておきたいことは氣仙沼警察署が其の飼育せる傳書鳩の働き目覺しきものありとして表彰せられたことである。同署管内には離島大島其の他交通不便の箇所が多い。仍て同署長は萬一の通信に備へる爲め、昨年初夏の頃から島の屋上に傳書鳩を飼育して、大島等への通信を圖つてゐた。

偶々三日午前三時頃大谷村から津浪來襲の第一報に接するや、大谷村に被害があつたと

すれば大島、唐桑方面は更にひどい遭ひな

いと思ひ、署長は直に非常召集を行ひ、署員を大島、唐桑、大谷の三方面に分つて、夫々被害調査に向はせたのであるが、其の際鳩を持參せしめ、之等の鳩に依て管内の被害状況を速かに知るを得たのである。

今回の罹災地が概ね交通の極めて不便な土地であつた爲め、警察部では情報を知るに焦慮したのであつたが、氣仙沼署の報告が

海嘯罹災民の救療法並に防疫施設

宮城縣衛生課長 北條光丸

三月三日の颯強震の後襲來せる三陸沿岸大海嘯に因る罹災地に對し、本縣に於て執つた救療並に防疫施設の状況は左の如くである。

一、應急救療の状況

海嘯に因る被害甚大なりしは本縣下に於ては本吉、牡鹿の三郡沿岸各町村にして、其の應急救療の状況左の如し。

村方面へ

軍醫正一、軍醫二、看護長四、看護兵九、普通兵十五、主計一、計手一計三十三名。

(ロ) 第二班は本吉郡唐桑村方面へ

軍醫一、看護長一、看護兵二、普通兵三、計七名

(ハ) 第三班は同郡歌津村方面へ

軍醫一、看護長一、看護兵二、普通兵三、計七名

(ニ) 第四班は亘理郡坂元村方面へ

軍醫一、看護長一、看護兵二、普通兵三、計七名

(三) 日本赤十字社宮城支部の救護班 日

本赤十字社宮城支部より救護班三班出動

(イ) 第一班本吉郡唐桑村へ

醫師一、看護婦二

(ロ) 第二班桃生郡十五濱村方面へ

醫師二、看護婦四

(ハ) 第三班牡鹿郡大原村方面

醫師二、看護婦四

(4) 東北帝大の救護班 東北帝國大學醫學

比較的速かに行はれたのは、全く此の要すべき鳩に負ふところが多かつたのである。

事あるに先立つて平素萬一の場合を顧慮し適切な施設を爲すと云ふことは、云ふべくして仲々行ひ難き所であるが、氣仙沼署が管内の情况に應じて傳書鳩を飼育してゐたことは洵に用意周到、賞讃に値するものあり、知事から表彰せられたのも亦故ありと云ふべきである。

海嘯罹災民の救療法並に防疫施設

宮城縣衛生課長 北條光丸

(1) 縣の救護班 (イ) 三日午前恩賜金に依る巡回診療班 (醫師看護婦二、藥劑師巡查部長各一名を加へ計四名) の内一班は本吉郡小泉村、大谷村、唐桑村に派遣し

(ロ) 一班は同郡十三濱村に派遣す。

(2) 軍隊の救護班 第二師團より救護班四班出動

(イ) 第一班は桃生郡十五濱村、牡鹿郡大原

る等遺憾なきを期した。

(イ) 第一班 桃生郡十五濱村方面

(ロ) 第二班 牡鹿郡鮎川村大原村女川町方

面

(2) 出張診療 災害に依り特に内務省より

罹災地防疫職員増員の配當ありたるに付、取敢ず三月十日防疫醫務嘱託二名の増員を行ひ、志津川、氣仙沼の兩警察署に各一名を配置し氣仙沼署勤務の者は本吉郡唐桑村、志津川署勤務の者は本吉郡歌津村、戸倉村を各擔當せしめ、罹災當時は主として罹災民の救療に當らしめた。

(3) 臨時縣會後の救療施設 四月五日震

嘯災害に關し臨時縣會召集せられ、國庫より交付金に依る震嘯災害救護費の決議せられたるに依り、是迄の災害地醫療の機關を廢し、新に四月より九月末に至る間、災害地出張診療醫四名を嘱託し、本吉郡唐桑村に二ヶ所、同郡小泉村、牡鹿郡大原村に各一ヶ所の出張診療所を設置し、且つ災害地巡回診療の爲め醫師一名、看護婦一名、事務員一名より成る

二、爾後の診療

(1) 巡回診療 三月五日迄に應急救療は大體に於て支障無く行はれたるも、其の後に於て感冒、胃腸疾患等の發生を顧慮し、恩賜救療班の從來の日程を變更し、左の如く罹災地に派遣し救療に當らしめた。尙從來の巡回診療の場所の改廢を行ひ、罹災地にして出張診療せざる場所に對しては、順次巡回救療に當

すれば大島、唐桑方面は更にひどい遭ひな

比較的速かに行はれたのは、全く此の要すべき鳩に負ふところが多かつたのである。

巡回診療班一班を設け、出張診療を行はざる罹災地本吉郡歌津村、十三濱村、桃生郡十五濱村等に於て、月二回宛の巡回診療を各實施しつつある。

三、防疫施設の状況

災害後多數傳染病患者の發生を見るは、從來の事實に徴し憂慮に堪えざるを以て、取致す災害關係警察署長に防疫上に關する通牒を發するの外、縣直接に左の措置を爲した。

(イ)飲料井戸の消毒

罹災地に於ける汚染せられたる飲料井戸に對する消毒方法施行の爲、左の四班の職員をして消毒藥品携行之が實施に當らしめた。

1. 本吉郡唐桑村・大谷村・小泉村・歌津村方面へ衛生技手(藥劑師)一、防疫雇一、巡查部長一
2. 桃生郡十五濱村、本吉郡十三濱村方面へ衛生技師(藥劑師)一、防疫事務囑託一
3. 牡鹿郡大原村・女川町方面衛生技師(藥劑師)一、防疫事務囑託一

罹災地に於ける汚染せられたる飲料井戸に對する消毒方法施行の爲、左の四班の職員をして消毒藥品携行之が實施に當らしめた。

4. 互理郡坂元村

衛生技師(藥劑師)一、防疫事務囑託一

(ロ)防疫職員の派遣

防疫職員を増配に依り防疫事務囑託五名を任命し、左の防疫事務に當らしめた。
慰問品中衣類を消毒する爲、三月八日より左記職員を派し之に當らしむ。

石巻救護出張所へ 衛生技手一、防疫事務囑託一
志津川救護出張所へ、防疫事務囑託一
氣仙沼救護出張所へ防疫監吏一、防疫事務囑託一

(ハ)清潔方法の督勵並検病調査

三月十日より左記の通り防疫職員を派し、罹災地の消毒的清潔方法の督勵並健康状態の視察を兼ね、傳染病不審患者の早期發見に當らしめ、病者發見の場合は救護班の診療を受けしむる等相互連繫を保たしめ活動せしめた。

1. 牡鹿郡女川町大原村方面へ防疫事務囑託一、巡查部長一

2. 桃生郡十五濱村方面へ防疫事務囑託一
3. 本吉郡志津川町・歌津村・十三濱村方面へ防疫事務囑託二

□其の他四月十一日、十二日兩日に亘り開かれた罹災地關係町村長會議に於て、防疫施設の一端として、復興に際しては井戸の築造は閉鎖式唧筒使用の構造とし、便所は内務省式改良便所の構築を普及する様指示し、尙罹災地に於て復興に關する打合會の關係員を派遣し、之が指導を爲さしめた。

以上の状況にして、現在尙救護は前述の臨時縣會後の救護施設に依り行はれて居る。防疫職員は所轄警察署員と相連絡協調を保ち、検病調査、豫防注射の督勵其他防疫上必要と認むる事務に従ひ、傳染病の豫防撲滅の爲活動しつつある。

縣の救護班の取扱に係る患者數並に防疫班の取扱たる井戸消毒状況等別表の通參考迄附記す。

震嘯災害地救護状況(四月末日迄)

本吉郡小泉村 五一名 同唐桑村 五七名

廠壚と變じて仕舞ふた。哀れにも悲しきうつろの姿、唯々茫然自失した吾同胞、此の苦惱絶望の狀貌は、體驗者のみが知る實に想見に餘りあるものである。

累年の財界不況に打續く凶作不漁と、徹底的に次ぎから次ぎへと打ちひしがれた沿岸民は之れから漸く立つことが出来そうな曙光を見出した時に、此の災害で苦境のどん底にたゞき落されて仕舞つたのである。泣かんにも涙なくたゞ大洋を睨んで吐息するのみ。時恰も三陸地方の壯丁はその大部分を驅つて朔北の野に出動中である。此の悲報を受けたる彼等の所感や果して如何に。此の時に當り畏くもこの慘狀天聽に達するや、侍従を御差遣親しく慘害を視察せしめ、罹災民を慰撫せさせ給ひ、特に御内帑を開き給ひて救恤の資を御下賜あらせらる。聖恩鴻大洵に恐懼感激に堪へず、奮て力を鋭意復興に致し、以て聖恩に對へ奉らんことを期して一同奮起、之れより生氣頓に上り復興氣分は翹が上にもたぎり立つて來た。

岩手縣

一、震嘯災の概況

三月三日午前二時三十一分突如として起つた稀有の激震は、其の震度四十純に及び三分四十秒の長に涉り、其の程度強震、性緩慢、震源地は宮古、釜石の中間沖合盛岡市を距る二百四十料の海底で、之に伴ひ三陸沿岸を襲ふた津浪は地震後三十分乃

震嘯災警戒警備救護の状況と警察設備の復舊

岩手縣警察部

同志津町 六名 同戸倉村 一四名
同歌津村 二一三名 同十三濱村 一六八名
同小泉村 五一名 桃生郡十五濱村 三二八名
牡鹿郡大原村 五四名 互理郡坂元村 三九名
計 九八一名

同小泉村 一三 同大谷村 七
同唐桑村 九四 同十三濱村 三五
桃生郡十五濱村 八〇 牡鹿郡大原村 二七
同女川町 五二 互理郡坂元村 二四
名取郡開上町 八
計 三九五

震嘯災害地井戸消毒數計

本吉郡志津川町 一二 同歌津村 四三

尙ほ竊然として集る天下の同情に、官民擧げての援助に、復舊へ復興へと灰色の空は漸く晴れて来た。

二、警戒警備救護の状況

地震の性質は地方稀有のものであったので従つて其の被害の相當あるべきを想ひ、之れが非常警戒警備と一般状態を知るの要を認め、警察部長を初め其の當面の主任者である警務課長、保安課長及警察教習所長等は午前二時四十分頃相前後して登壇した。未だ餘震が頻々たる間に於て、縣下警察署に就て被害の調査を爲した處、各地共相當の強震であつたので、人心何れも不安を感じ、屋外に避難したる者多數あつたが、掛時計等停針し、概ね電燈消へて暗黒化したる程度であり、罹災地警察署に於ても最初は大なる被害なきものと見て其の旨報告して来た(津浪前の第一報)。

然るに地震後約四十分の後、宮古警察署長より其の所在地宮古灣に於て約五六尺高潮し津浪襲來の兆候あるを以て目下警戒中、町民

に對しては避難せしめつゝありとの報告があつた。之れと相前後して釜石署長より地震後津浪襲來に伴ひ釜石町に火災發生し、被害漸次擴大するも消火に従事すること能はず、鎮火の見込み立たざる報告に接したるを以て、茲に海岸一帯に涉り相當被害あるものと認め直ちに應急對策に着手した。之れより以後は電話不通、音信杜絶して仕舞つたのである。

前述の事態に鑑み、其の被害地に對し之が警戒警備及救護に當るべき必要を認め、直に所定の非常警備計畫に基き、三日午前三時三十分警察部及教習所勤務職員全部に對し非常召集を發令して警察部に召集した。

右召集を完了すると同時に、非常警備司令部を設置し、警察部長を之に充當して直に非常警備司令部各係長(警察部各課長警察教習所長を各係長とす)の意見を徴し、一面刻々判明する災害の情勢に應じ、警察部長をして臨機應變の措置を採らしめ、以て警戒警備の完壁を期せしむる方針を講じた。

警察署に對する非常召集 午前四時三

人等の取締に當らしめた。

關於する臨機措置を委し、調査連絡指揮の任に衝ることゝし午前七時三十分出發せしめた。

警察官吏其他の活動

罹災地警察署と應援警察署とは相當の距離を有し、加ふるに道路險峻なるにも不拘、何等の事故なく何れも自動車及汽車を利用して、早きは午前九時最遠の田老村(盛岡市より約三十里)にさへ午後六時に到着し警戒警備及救護に従事せしめた。

非常應援命令に依り急派したる警察官吏は三月三日百五名、翌四日三名、五日三名の合計百十一名であつたが、之等は何れも所轄警察署長の指揮下に屬せしめ、之に罹災警察署勤務員を夫々罹災地方に動員して、徹宵警戒警備及救護に當らしめたが、三日當日は主として罹災者の收容、之に對する被服寢具食糧の配給、負傷者の救護に全力を注ぎ、四日以降は概ね死者の檢視、行衛不明者の搜索、罹災者及流離倒壊家屋の調査に従事せしめ、一面各種援助團體の指導督勵に努むると同時に、事變に伴ふて行はるゝ流言蜚語及暴利商

尙ほ事變襲來の確報を得ると同時に、直に本應勤務の衛生技師、技手、看護婦を以て救護班二班を組織して宮古署下に急派せしめた外、郡市醫師會と協同非常警備に備へたる開業醫師、看護婦より成れる救護班の非常應援を受け、久慈警察署下へ三班、岩手署下へ四班、宮古警察署下へ六班、盛岡警察署下へ九班、計二十八班、醫師三十名、齒科醫一名、藥劑師四名、事務員七名、助手五名、看護婦七十一名合計百十八名を午後七時三十分以後夫々罹災地に急派し、負傷者の救護に努めしめた。

更に其後各府縣、市、第八師團東北帝大醫院附屬病院等より救護班の來援ありて、三十四班の活動を見るに至りたるも、中には長期の滞在を許さざるものあるを以て、更に在郷軍人中の看護兵の應援を求め救護上の萬全を期した。

救護藥品等の配給 激浪に没はれた罹災民中には、死を免れたとするも身體の何れかを傷付けて苦痛を訴ふるものあり、又突發當

十分を期し、罹災地所轄警察署以外の警察署全部に對し非常警備計畫に基き、甲號又は丙號非常召集命令を發して各受命署に待機せしめ、又救護班に對しても右同様の措置を採り、刻々判明する情勢に鑑み必要に應じ直ちに應援として派遣せしむべく準備せしめたるに、事變の性質急に直面せる事案であつたので、各署に於ける活動状況は何れも非常に處して、沈着機敏其の職能を發揮して、緊張裡に署員を動員し、爲に豫定計畫時限内に何れも應召せしめ得たのである。

尙釜石警察署下釜石町に火災起りたる事確實となり、又午前六時岩手警察署長より「今朝津浪の爲相當の被害あり、救護の爲警察官吏五六名至急應援派遣相成度」と申請あり、茲に於て愈々事態重大なるを認め、警察部警察教習所勤務員及盛岡警察署外七ヶ警察署長に對し、逐次非常應援命令を發令して罹災地沿岸警察署に對し午前七時迄に八十六名を出動せしめ、更に罹災地を五方面に分ち書記官以上事務官・監視七名を急派し、現地救護に

時の冷氣は東北岩手の地方でも常に見ざる冷氣で、零下七度まで降下し加ふるに沿岸一帯は吹雪との情報あり、幾多の生靈と家財とを失ひつゝ濡れとなりし罹災民は何れも心身共に疲勞し、爾後健康傷害を招来すべきは必然の事例なるを以て、之が對策として先づ簡易家庭藥たる健胃劑・下劑・外傷藥・繃帶材料並消毒藥品等を罹災地方に準備現送するの必要を認め、三日午前十時東京三共商會外、大阪、名古屋の十二ヶ大製藥會社、商店に電報註文し、翌四日以降逐次送荷の順序に従ひ、罹災各地に配給し救護係及警備警察官吏をして之を有効に利用せしめた。

警察諸係の活動 警察技手一名、電話工手二十三名を以て警察通信係を編成、變災中心地たる釜石警察署下に急派し、罹災地域内の警察電話の情況調査を行はしめたるに、罹災地方の警察電話は明治三十六年日露の風雲急を告ぐるの頃、同年中一氣に架設したもので相當年月を経過したる爲、全線に亘り腐蝕腐朽甚しく、爲に茲十數年前より之れが修理

等の必要を認むるも、縣財政の關係上普遍的に補修を爲すこと能はず、一時的部分的に補修し來りたる關係上、今次の災變に遭ひ斷續、倒壊、流失等ありて全般的に補修を爲すにあらざれば、其の要を辨じ得ざるの狀態なるの情報に接したのを、更に多數の人力を雇ひ被害地に急派遣日徹宵應急作業に従事せしめ、一面盛岡衛戍隊と交渉し援助を得て、工兵隊より將兵の派遣を受け、尙ほ同隊備品の電線及電話器の一時貸與を受け、本廳と釜石警察署間は當日三日午後より其他の署は逐日復活し、最遠線路岩泉警察署線も十日迄には一應の通話を爲し得る程度に應急修理を了した。

警察部員に對し非常召集を發令し應召したる職員約百名中三十名は罹災地に急派したるも、他は非常警備司令部に在りて情報の蒐集發送、動員令達、救護事務の連絡統一其の他の雜務に忙殺せられ、殆んど徹宵之に當り居るを以て、三日朝食よりは警察部内に臨時食堂を設け、事務従事者約七十名に對し、食糧を係員として供給せしめ、又罹災地に急派した

る警察官吏に對しては旅費現送の必要を認め六日以降概算拂の途を講ぜしめ、前後五回に亘り金六千五百二十九圓五十一錢を各派遣地に向け、現給係員をして夫々交付せしめて、應援警察官吏に後顧の憂なからしめた。警備警戒及救護の事務の實況を監督し兼ねて連絡統一を圖るべく、五日司令部員警部及警部補五名を罹災地警察署下に夫れ々擔任出張せしめ、親しく監督を遂げしめて活動狀況と爾後操るべき警戒警備並救護の實を擧ぐるに努めた。

三、兵站部の設置

之れより先三日午前六時頃に至るや、刻々沿岸各地の被害狀況判明し來り、其の被害程度豫想外莫大に上りたるを以て、罹災民に對する食糧・療具・衣類其他の配給品供給の急を認め、本廳に配給品取扱本部を設置したる外、左の官署に兵站部を設置し、以て一般警戒警備の外罹災民に對する救護事務に萬全を盡し、加速度を以て集積される救恤物資の配給

事務に従事せしめた。

兵站部署名

千厩警察署——盛方面震災地

(外に矢作停車場前に千厩支所を設く)

遠野警察署——釜石方面震災地

盛岡警察署——宮古方面同

(外に平津戸停車場前に盛岡支所を設く)

岩泉警察署——岩泉方面同

久慈警察署——久慈方面同

の五警察署に兵站部(外二支所)を設置、擔當を五方面に分ち、配給本部の指揮の下に食糧品衣類其他の配給を行はしめ、罹災地署及町村長よりは必要に應じ、各兵站部に必要品の請求を爲さしめ、遺漏なきを期した。而して村長其他の警察署に於ては署下各町村より物資の蒐集發送等の事務に従事せしめた。

(以下次號)

青森縣震嘯災狀況(次號掲載)

獨逸に於ける治安警察に關する緊急命令(承前)

内務省警保局 野間 忠 藏

(八) プロイセン邦に於ける公共の安寧秩序恢復に關する共和國大統領令——七月二十日

本令はプロシヤ統監の設置を規定せるもので、邦の自治權を侵害するものであるとして各邦と共和國との間に物議を醸した緊急命令である。本令は二條より成り、第一條は本令の施行期間共和國總理大臣をプロシヤ邦統監に任命し、該總理大臣はプロシヤ邦首相の職務を擔當し、プロシヤ邦首相の全職權を有しプロシヤ邦政府の各大臣を免職することを得、且つ他の者を共和國委員に任命してプロシヤ邦大臣の職權を行はしむることを得る旨規定し、第二條は即時施行を規定してゐる。

(九) 柏林並にブランデンブルグ地方に於ける公共の安

寧秩序恢復に關する共和國大統領令——七月二十日

プロシヤ邦の社會民主黨政府はバーベンの左翼彈壓政策に不満を抱き、共和國政府に對し反抗的態度を示すに至つたので、

バーベンは前述の如き統監制を設けてプロシヤ邦政府の權能を極度に制限すると共に、左翼の蜂起を防止せんが爲同日本令を發布して戒嚴令を布いた。本令の公布と同時に柏林並にブランデンブルグ地方に於ける一切の政權を共和國國防大臣に移し、憲法に依り保障せられたる身體、言論、出版、結社及集會の自由、所有權及住所の不可侵、及び信書の秘密に關する國民の基根的權利を一時停止する。公共の安寧維持の爲發したる國防大臣又は陸軍司令官の命令に違反したる者、又は違反を煽動したる者は禁錮又は一萬五千馬克以下の罰金に處す。該命令に對する違反行爲に因り公衆の生活に危險を及ぼしたる者は懲役に處し、因つて他人を死に致したる者は死刑に處す。情狀輕き者は二年以上の懲役に處す。斯かる違反行爲を煽動したる者は懲役に處す。